

平成 29 年度受付分
調査を中止した事例（全文）

～ 目 次 ～

(1) り災証明書の発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

※ 個人情報保護の観点から、一部の文言や図などは公表しておりません。

(1) り災証明書の発行

【苦情申立ての趣旨】

私の家族は、4年ほど前から特別養護老人ホーム「〇〇」に入所しているが、私の家族の住民票は〇〇町にある私の家族名義の家（以下「私の家族の家」という。）のままであり、家に戻ってくる意思もある。また、私の家族の家は私の家と同じ地番内にあるため、定期的に私が掃除をしているし、固定資産税も私がちゃんと払っている。

平成28年4月、熊本地震によって私の家族の家が被災し、風呂場の壁に2センチほど隙間が開いて青空が見えるようになり、瓦も割れて雨漏りがするようになった。

同年6月から7月頃、市役所1階にあたり災証明の発行ブースに行き、私の家族の代理で来たと伝えて私の家族の家のり災証明を申請した。しかし、職員から、「住んでいないと受付ができない。私の家族が特別養護老人ホームに入っており、家に住んでいないのであれば、り災証明書は出せない。」と言われ、発行を拒否された。「認定が一部損壊でもなんでもそれが職員の判断であれば仕方がないが、せめて申請を受け付けて現地調査をしてほしい、そうすれば私の家族にも報告できるから。」と頼んだが、住んでいなければダメだということであり、その後も2度ほど申請に行ったが、同様の理由で発行を拒否された。

しかし、私の家族は住民票記載の住所も私の家族の家のままであり、家に戻ってくる意思もある。また、家の掃除も固定資産税の支払いもきちんとしており、私は私の家族の家が空き家だとは思っていない。

また、平成29年5月〇日、2年ほど空き家状態であり、地震後に公費解体を待っていた家屋が倒壊したというニュースを見た。公費解体はり災証明書の発行を受けて初めてできるものだと思うが、2年も空き家だった家屋にり災証明書が発行され、私の家族の家には発行されない理由が分からない。

市には、私の家族の家のり災証明の申請を受け付けて、現地調査にきてほしい。

【中止の理由】

申立人より苦情申立てが取り下げられたため。